

本日の内容

- 1 【募集】「特別用途食品制度の活用に関する研究会」参加者募集のご案内
- 2 【お知らせ】認定健康食品（JHFA）マークの新規許可について＜規格基準型 JHFA 認定＞
- 3 【お知らせ】日健栄協「健康食品相談室」相談事例紹介
- 4 【お知らせ】「特定保健用食品（トクホ）ごあんない 2026年版」の商品掲載募集について（再掲）
- 5 【お知らせ】消費者庁：特定保健用食品の許可について
- 6 【お知らせ】消費者庁：特別用途食品の許可等について

◆◆◇◆理事長からのメッセージ◆◆◆◆

1 【募集】「特別用途食品制度の活用に関する研究会」参加者募集のご案内

当協会では、「病者用」、「経口補水液」、「えん下困難者用」等を食品の容器包装に表示できる「特別用途食品」について研究会を主催しています。

当協会には、特別用途食品の許可取得企業の7割に加盟いただいております。

「特別用途食品制度の活用に関する研究会」では**業界動向の最前線を知ることができます。**

また、各社共通の困り事を解決するための要望活動、消費者庁との意見交換の場の提供、制度改正や申請許可等に関する情報提供などを推進しています。

活動は事務局にて手厚くサポートしますので、許可取得企業をはじめ、新規参入企業や今後、許可取得を目指す皆様にも参加をお勧めします（2025年度 29社 71名参加）。

◆ 参加要件：「栄養食品部」会員 2026年度の新規加入や所属部変更もご相談承ります。

◆ 参加申込(4/17金まで) <https://fs220.xbit.jp/q654/form15/>

◆ 研究会の説明 <https://www.jhnfa.org/topic530.pdf>

(1) 広告分科会

・**広告審査会の運営【New】**、適正広告自主基準、公正競争規約化に関すること 等

(2) 普及啓発分科会【New】

・在宅栄養管理をキーワードにした普及啓発活動に関すること 等

(3) 経口補水液・個別評価型病者用食品分科会

・「経口補水液」に関する要望活動、個別評価型申請要件の整理に関すること 等

(4) 総合栄養食品分科会

(5) えん下困難者用食品分科会（とろみ調整用食品を含む）

■ 問合せ先 栄養食品部 eishoku@jhnfa.org

2 【お知らせ】認定健康食品（JHFA）マークの新規許可について＜規格基準型 JHFA 認定＞

2026年2月20日付けで下記2製品が認定健康食品（JHFA）表示許可となりましたのでお知らせします。

商品名：《海の雫》カプセルタイプ

会社名：Kamerycah, Inc.

形態：ハードカプセル

規格基準名称：フコイダン含有食品

内容量：37.2g（310mg（内容物 250mg）×120 カプセル） 〈ビン、紙箱〉

1 日摂取目安量：3~5 カプセル（930~1,550mg）

JHFA 規格成分：オキナワモズク由来フコイダン原末、メカブ由来フコイダン原末 総量 637.5~1,062.5mg

商品名：海の雫 ドリンク

会社名：Kamerycah, Inc.

形態：液状

規格基準名称：フコイダン含有飲料（清涼飲料水）

内容量：1500mL（50mL×10 本×3 セット） 〈ビン、紙箱〉

1 日摂取目安量：1 本（50mL）

JHFA 規格成分：オキナワモズク由来フコイダン原末、メカブ由来フコイダン原末 総量 2,125mg

許可区分：規格基準型（認定文言：品質規格合格品）

認定健康食品（JHFA）マーク製品はホームページで紹介しています。

<https://www.jhnfa.org/health-02.html>

■ 問合せ先 健康食品部 JHFA 担当 kenshoku@jhnfa.org

3 【お知らせ】日健栄協「健康食品相談室」相談事例紹介

当協会では、健康食品に係る質問・相談にお答えすることで、消費者の皆様が正しい情報を理解し健康食品を適切に使用頂けるよう「健康食品相談室」を運営しています。

いただいた相談の中には、購入した製品の販売企業に問い合わせた際の対応に不満を抱かれている事例があります。今回はその中のいくつかをご紹介します（実際の相談内容から若干アレンジしています）。

あくまでも相談者からの一方的情報ですので、差し引いて考える必要もあろうかと思いますが、お客様対応の中でお役に立てれば幸いです。

◆ 事例-1

フィットネスクラブのスタッフからプロテイン製品をしつこく勧められた。胃腸に問題があるので断っていたが、断り切れず試供品を受け取り飲んでみた。翌日から下痢になり 4 日ほど続いた。プロテイン製品を勧めたスタッフにこのことを話したら、「体に合わない場合、下痢をすることがあるので、パッケージにその旨の注意を記載している。」と答えた。確かに良く見ると注意書きはあるが、製品を勧める時に口頭で説明すべきと思う。

コメント： 訪問販売でもありがちなことのように思われます。不利になる説明は避けたいのが人情かもしれませんが、お客様第一主義の姿勢が望まれます。

◆ 事例-2

眼に良いと宣伝されていたサプリを数日飲んだら目ヤニがひどくなったが、サプリを止めるとすぐ治った。業者に連絡したら、「目ヤニがひどくなったとの声はこれまで頂いていない。薬剤師さんに相談してはどうか」と言われた。薬でもないのに薬剤師さんに尋ねて分かるのかと問い返したら、それ以上は分からないと突き放された。

コメント： 相談者の説明の通り、薬剤師に相談せよとの回答であれば、おざなりな対応と思われれます。

◆ 事例-3

訪問販売で購入した製品には、摂取目安量として1日3錠（1錠に〇〇を■ ■mg含有）と書いてあるが、販売員は最大限の効果を得るには1日6錠必要と説明した。

コメント：多く売らんがための説明と思われます。なお、“最大限の効果----”は不適切だと思います（当該製品はトクホでも機能性表示食品でもない）。

◆ 事例-4

比較的認知度が高い成分●●を、パッケージの前面でアピールしている製品を購入した（成分量の表示無し）。他の業者の製品では、テレビで●●の含有量をアピールしていたので、購入製品の業者に電話して含有量を尋ねたら分からないと突っぱねられた。

コメント：成分名をアピールしているからには、栄養成分表示の枠外に●●の含有量を記載するのが望ましいと思います。それはさておき、お客様からの問合せへの対応としては極めて不親切だと感じました。

■ 問合せ先 学術情報部 gakuj@jhnfa.org 電話番号：03-3268-3133

4 【お知らせ】「特定保健用食品(トクホ)ごあんない 2026年版」の商品掲載募集について（再掲）

当協会では、消費者がトクホの理解を得るための冊子「〔トクホ〕ごあんない」を制作し、行政の健康施策担当部署や保健所、栄養士養成施設（大学院、大学、短大、専門学校）などに情報提供を行っております。専門家が消費者等に説明する際にご活用いただいております。「健康講座の教材作成に参考になる」、「授業の教科書に使っている」などの声をいただいております。

この度、2026年版に掲載する商品を募集しますので、トクホを取り扱っている会員企業の皆様は是非ご検討ください。多くの商品が掲載されることで消費者にお役立ていただけるものと考えていますので、ご理解・ご協力をお願いします。

掲載対象は2026年4月から2027年6月に販売される商品です。お申し込みは2026年春（4月下旬～5月頃）を予定しています。詳細につきましては特定保健用食品を取り扱われている事業者様にご連絡します。

参 考：「トクホごあんない」2025年版（電子ブック）

<https://www.jhnfa.org/tokuho-06.html>

■ 問合せ先 特定保健用食品部 tokuho@jhnfa.org

5 【お知らせ】消費者庁：特定保健用食品の許可について

令和8年3月2日付けで2品目が許可されましたので、お知らせいたします。

今回許可になった製品は以下のとおりです。

品 名：蒟蒻畑ラクラッシュ マスカット味（第1890号）

蒟蒻畑ラクラッシュ 杏仁ミルク（第1891号）

今回の許可により、特定保健用食品は、1030品目（許可1029品目／承認1品目）となりました。

◆詳細は、消費者庁ホームページにてご確認ください。

消費者庁ホームページ

- 問合せ先 特定保健用食品部 tokuho@jhnfa.org

6 【お知らせ】消費者庁：特別用途食品の許可等について

令和8年2月26日付けで1品の新規許可、1件の失効が公表されましたので、お知らせします。

今回の許可により、特別用途食品の許可件数（商品数）は110件（159商品）となりました。詳細は下記をご覧ください。

1 新規許可 1品 乳児用調製粉乳

・ビンスターク すこやか エム1 雪印ビンスターク株式会社

2 失効 1品 病者用食品（腎臓病用組合せ食品）

・食宅便 腎臓病用やさしいおかず 日清医療食品株式会社

◆詳細は以下（消費者庁ウェブページリンク）をご覧ください。

・食品群別許可件数：[特別用途食品表示許可件数内訳（令和8年2月26日）](#)

・商品名や申請者等の情報：[特別用途食品許可品目一覧（令和8年2月26日）](#)

- 問合せ先 栄養食品部 eishoku@jhnfa.org

◆◆◇◆理事長からのメッセージ◆◆◆◆

花粉が飛び交う季節になりました。暖かかったり、急に寒くなったりして体調を崩している方も多いと思います。健康には十分気を付けましょう。

1/28 水、日本メディカルニュートリション協議会の講演会・情報交換会がグランドヒル市ヶ谷で開催されました。特別講演をされた関西電力病院栄養管理室長の眞壁 昇先生からは、「食事療養費の現状と課題」と題して、診療報酬点数改定の動向を踏まえた今後の食事療法の重要性などをご説明いただき、意見交換をさせていただきました。

1/31～2/1 にかけて京都国際会館で開催された日本病態栄養学会に出席し、理事長の清野先生をはじめ、京都大学糖尿病・内分泌・栄養内科学の矢部教授と最近の病態栄養についてお話をすることができました。私は学会において、千葉大学医学部附属病院医療安全管理部教授の相馬 孝博先生による教育講演「栄養療法と医療安全－その最新動向」の座長を務めました。

2/14 土、大日本栄養士会創立80周年記念祝賀会及び中村 丁次会長の瑞宝中綬章受章記念祝賀会に出席しました。厚生労働省健康課の塩澤栄養指導室長、消費者庁食品表示課の増田課長補佐をはじめ、多くの行政関係者が出席されていて、管理栄養士の方々との貴重な意見交換の場となりました。

2/26 木、厚労省医政局地域医療計画課の西嶋課長、医薬局監視指導・麻薬対策課の山本監視指導室長とお話をする機会をいただきました。4月22日から開始される環境省「熱中症警戒アラート」を踏まえ、「熱中症」の許可表示を受けている経口補水液の適切な使用方法等に関する普及啓用リーフレット案を当協会で作成中であり、その内容を説明をさせていただきました。今後、環境省熱中症対策室と総務省消防庁救急企画室へも説明に行くこととしています。この活動は、記事1の特別用途食品制度の活用に関する研究会（特活研）活動の一つです。研究会活動にご関心のある方はぜひ特活研にご参加ください。



* 配信停止・配信先の変更などは総務部 kaiin@jhnfa.org までご連絡ください。

配信元 公益財団法人 日本健康・栄養食品協会 <https://www.jhnfa.org>

東京都新宿区市谷砂土原町 2 丁目 7 番地 27